

国民健康保険への国庫負担の増額を求める意見書

国民健康保険制度は、国民の４人に１人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱になっている。

国保の加入者構成は、かつては７割が農林水産業と自営業従事者であったが、平成２８年度の厚生労働省の資料によると、４３％が年金受給者などの「無職」、３４％が「非正規雇用」などで、合わせて８割近くになっている。国民健康保険加入者の貧困化・高齢化等が進む中で、国民健康保険税の負担は協会けんぽや組合健保に比べ、加入者にますます重い負担を強いる制度となっているともいえる。

このような問題を解決し、加入者に過酷な負担となっている国民健康保険税を引き下げるためには、十分な公費を投入することが必要不可欠である。

全国知事会・同市長会・同町村会においては、国保への定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、２０１４年には公費を１兆円投入し、協会けんぽ並みの負担率にすることを政府・与党に求めている。

国民健康保険税が高くなる要因の一つに、世帯の人数を算定基礎とする「均等割」があり、世帯の人数が保険税に影響するのは国民健康保険税だけで、各世帯に定額でかかる「平等割」と同様、他の保険にはないものである。

医療分、後期高齢者医療支援分に係る「均等割」、「平等割」を合わせると、全国で徴収されている国民健康保険税額はおよそ１兆円とされており、１兆円の公費投入で「協会けんぽ」並みの国民健康保険税とすることが可能である。

以上により、国民健康保険税の負担軽減のため、国庫負担を増額することを強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和元年１２月１９日

埼玉県行田市議会

衆議院議長	}	様
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		